

## 令和8年度使用教科用図書の採択について

### 1 学校教育法第34条による小学校用教科用図書採択（令和6～9年度使用）

教科	種目	発行者	採択
国語	国語	光村図書	○
国語	書写	光村図書	○
社会	社会	教育出版	○
社会	地図	帝国書院	○
算数	算数	東京書籍	○
理科	理科	大日本図書	○
生活	生活	教育出版	○

教科	種目	発行者	採択
音楽	音楽	教育芸術社	○
図画工作	図画工作	開隆堂	○
家庭	家庭	東京書籍	○
体育	保健	学研	○
外国語	英語	光村図書	○
道徳	道徳	光文書院	○

### 2 学校教育法第49条による中学校用教科用図書採択（令和7～10年度使用）

教科	種目	発行者	採択
国語	国語	光村図書	○
国語	書写	東京書籍	○
社会	地理的分野	帝国書院	○
社会	歴史的分野	帝国書院	○
社会	公民的分野	帝国書院	○
社会	地図	帝国書院	○
数学	数学	東京書籍	○
理科	理科	東京書籍	○

教科	種目	発行者	採択
音楽	一般	教育芸術社	○
音楽	器楽合奏	教育芸術社	○
美術	美術	光村図書	○
保健体育	保健体育	学研	○
技術・家庭	技術分野	教育図書	○
技術・家庭	家庭分野	開隆堂	○
外国語	英語	東京書籍	○
道徳	道徳	東京書籍	○

### 3 学校教育法附則第9条による町立小・中学校教科用図書採択（令和7年度使用）

種別等	採択
文部科学省検定済教科書の下学年使用	○
文部科学省著作教科書(☆本)	○
文部科学省コードつき一般図書	○
弱視用拡大教科書	○